

北広島町ホームページ 広告募集要項

|          |  |
|----------|--|
| 募集ページ    | 北広島町トップページ   |
| アクセス件数   | 年間約250,000件（これはあくまでも参考データで、アクセス件数の保証ではありません。）  |
| 広告掲載料金   | 月額 1枠当たり5,000円（消費税込）   |
| 広告枠数     | 15枠  |
| バナーサイズ   | 縦60ピクセル×横148ピクセル（アニメーション不可）  |
| 広告募集期間   | 随時   |
| 広告掲載期間   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1年間（年度末まで）</li> <li>・ 広告を掲載する期間は3か月以上です。</li> </ul> <p><b>【注意】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>バナー広告の掲載場所、順序については指定できません。</b></li> </ul>  |
| 掲載できない広告 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの</li> <li>・ 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの</li> <li>・ 政治性のあるもの又は選挙に関係するもの</li> <li>・ 宗教性のあるもの又は迷信若しくは非科学的なものに関するもの</li> <li>・ 人権侵害、差別若しくは名誉毀損となるもの又はそのおそれがあるもの</li> <li>・ 社会問題についての主義主張</li> <li>・ 他人を誹謗し、中傷し若しくは排斥するもの又はそのおそれがあるもの</li> <li>・ 投機心若しくは射幸心をあおるもの又はそのおそれがあるもの</li> <li>・ 内容が虚偽若しくは誇大であるなど過度の宣伝に該当するもの又はそのおそれがあるもの</li> <li>・ 美観風致を害するおそれがあるもの</li> <li>・ 内容又は責任の所在が不明確なもの</li> <li>・ 事実を誤認するおそれがあるもの又は消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの</li> <li>・ 青少年の保護又は健全育成の観点から適切でないもの</li> <li>・ 個人又は法人の名刺広告</li> <li>・ 本町の推進している施策に反するもの</li> <li>・ 前各号に掲げるもののほか、広告媒体に掲載する広告として不適切であると町長が認めるもの</li> <li>・ 詳しくは、北広島町広告掲載要綱・北広島町広告掲載基準でご確認ください。</li> </ul>  |
| 申込み方法    | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 北広島町ホームページ広告掲載申込書をダウンロードして、必要事項を記入してください。</li> <li>2 件名を「北広島町ホームページのトップページへのバナー広告」として以下のいずれかの方法で、<u>広告掲載の開始希望月の前月の初日までに</u>、北広島町総務課情報電算係まで<u>申込書、添付書類及びバナー広告案</u>をお送りください。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ FAX：0826-72-5242</li> <li>・ Eメール：kouhou@town.kitahiroshima.lg.jp</li> <li>・ 郵便：〒731-1595 広島県山県郡北広島町有田 1234<br/>北広島町役場総務課情報電算係宛</li> </ul> </li> </ol> <p>※年度内における更新申込の場合以外は、下記の書類を添付してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① <u>納税証明（法人税（個人については所得税）、消費税及び地方消費税（未納が無い旨の証明）及び市町村税・写し可（広告掲載開始の直前1年のもの））</u></li> <li>② <u>会社案内パンフレット（事業内容、社歴等がわかるもの）</u></li> </ol> <ol style="list-style-type: none"> <li>3 北広島町から掲載決定通知が届きます。</li> <li>4 掲載決定通知を受けられたら広告掲載料を納入通知書で前納していただきます。</li> <li>5 広告原稿（画像データ）を自己の負担により作成し提出していただきます。</li> <li>6 バナー広告が掲載されます。</li> </ol> |